

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成29年3月2日(2017.3.2)

【公開番号】特開2017-16679(P2017-16679A)

【公開日】平成29年1月19日(2017.1.19)

【年通号数】公開・登録公報2017-003

【出願番号】特願2016-168412(P2016-168412)

【国際特許分類】

G 06 F 3/023 (2006.01)

H 03 M 11/04 (2006.01)

H 04 M 1/00 (2006.01)

【F I】

G 06 F 3/023 3 1 0 L

H 04 M 1/00 R

【手続補正書】

【提出日】平成28年12月16日(2016.12.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

タッチスクリーンを有する装置に文字を入力する方法であって、
 複数のキーを含む基本キーパッドをタッチスクリーンに表示する工程と、
 前記基本キーパッドの一一番目のキーに印加される一番目のタッチ入力を受ける工程と、
 前記一番目のキーに印加される前記一番目のタッチ入力が所定時間押されたか否かを感知する工程と、
 前記一番目のキー印加される一番目のタッチ入力が所定時間押された時に、複数のキーを含むポップアップされたキー配列を前記タッチスクリーンに表示する工程と、
 前記ポップアップされたキー配列の二番目のキーに印加される二番目のタッチ入力を受ける工程と、
 前記二番目のキーに印加される二番目のタッチ入力が解除されたか否かを感知する工程と、
 前記一番目のキーと前記二番目のキーとの組み合わせに対応する拡張文字を出力する工程と、を含み、
 前記基本キーパッドの複数のキーそれぞれは基本文字を有し、
 前記ポップアップされたキー配列の前記複数のキーは拡張キーを有し、
 前記二番目のタッチ入力はドラッグタッチ入力であり、
 前記ポップアップされたキー配列は、前記基本キーパッドを切り替えるのではなく、一番目のキーの周囲にポップアップすることを特徴とする、
 タッチスクリーンを有する装置に文字を入力する方法。